

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の取り消し	
根拠法令・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第68条 指定自立支援医療機関(精神通院医療)療養担当規程(平成18年2月28日 厚生労働省告示第66号)	
所 管 課	健康福祉局 健康部 精神保健課	
処 分 基 準	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・設 定</div>	・設定できない ・基準を公開できない
(処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)	指定自立支援医療機関が次のいずれかに該当する場合。 1 健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は訪問看護ステーション等でないとき。 2 自立支援医療費の支給に関し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて指導又は勧告を受けたものであるとき。 3 申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第67条第3項の規定による命令に従わないものであるとき。 4 指定自立支援医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。 5 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 6 申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律その他保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。 7 法人の役員等・法人でない者の管理者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項4号から6号まで又は8号から11号までのいずれかに該当する者のあるとき。 8 「指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)療養担当規程」、健康保険の診療方針の例及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第4項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第62条第2項の規定による診療方針」に違反したとき。 9 自立支援医療費の請求に関し不正があったとき。 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第66条第1項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。 11 指定自立支援医療機関の開設者又は従業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第66条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定自立支援医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。12 不正の手段により指定自立支援医療機関の指定を受けたとき。 13 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等に基づく命令若しくは処分に違反したとき。 14 自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき 15 法人の役員のうち5年以内の自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。 16 法人でない場合において、その管理者が前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであるとき。 17 申請者が、労働に関する法律の規定であつて労働基準法等により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">・聴 聞</div> ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	